

「宇都宮大学基金増山奨学金海外留学支援奨学金」募集要項

本奨学金は、増山律子氏からご寄付頂いた寄付金で、国際的な視野に立った人材の育成と国際交流の推進を図るために、学業成績及び人物が極めて優秀で、海外の優れたトップレベルの大学又は研究機関に滞在して研究を行おうとする、日本国籍を有し、本学の大学院に在籍している学生等に支給する奨学金であり、返還する義務はありません。

【支給対象者】

- (1) 成績、人物ともに極めて優秀で以下の要件を満たし、所属学部長等が強く推薦する者に支給します。
 - (a) 学士課程、修士課程、博士課程に在籍する宇都宮大学の学生のうち、次の大学間及び部局間交流協定締結校等において、留学、研究、資料収集等を行う学生
中国：復旦大学、香港大学
シンガポール：南洋工科大学
アメリカ：パデュー大学
その他：学長が特に必要と認めた教育研究機関
(アリゾナ大学、アイルランド国立大学ダブリン校等)
上記以外の世界大学ランキング100位以内の大学、教育研究機関等
 - (b) 副専攻のLearning+1「グローバル人材育成プログラム」または、Advanced Learning+1「グローバルリーダー育成プログラム」を履修している者

【支給期間】

支給期間は、1ヶ月以上1年以内の期間又は学長が必要と認めた期間です。

【支給額】

奨学金は、留学する地域によって毎月月額10万円から20万円以内で選考委員会が決定した金額、及び留学準備金として30万円(6ヶ月は15万円、学長が必要と認めた場合にあっては選考委員会が決定した額)を支給します。

【申請するために必要な書類】

奨学金を受けようとする場合には、別紙1の申請書に必要な事項を記入して、指導を受けている教員(以下「指導教員」という。)に提出して下さい。その他、次の書類も併せて提出して下さい。

- (1) 宇都宮大学基金増山奨学金海外留学支援奨学金申請書
- (2) 成績証明書
- (3) 留学先の受入許可通知
- (4) 健康診断書

なお、研究生にあっては、(2)成績証明書については、申請書の指導教員の履修状況等に関する所見を成績証明書として代えますので提出する必要はありません。

また、研究機関に滞在し研究を行う場合等にあっては、主として指導等を行う研究者が受入を承諾する意思及び期間が明確に記された書類をもって、受入許可通知に代えることができるものとします。

【募集期間】

通年

【提出先】

指導教員の推薦を得た後、所属学部等事務室 総務係に提出して下さい。

【審査】

提出された申請書等を基に、選考委員会で審査を行い、奨学金の支給を決定します。

【決定通知】

奨学金支給の審査結果は、書面により各学部長等を通じて通知します。

【奨学金の支給方法】

奨学金は、申請者本人の口座へ銀行振込により支給します。該当者には、決定通知の際に銀行振込依頼書を送りますので、必要事項を記入して速やかに留学生・国際交流課に提出して下さい。

【奨学金の支給予定時期】

随時

【報告】

奨学金受給者は、申請した留学期間終了後速やかに帰国して、研究状況等について所属する学部長等を経由して、学長に報告しなければなりません。

【支給の取消及び奨学金の返納】

支給期間内であっても次に掲げる場合は、奨学金の支給を中止し、それまで支給されていた奨学金の全部又は一部を返還しなければなりません。

- (1) 申請書の記載に虚偽が判明したとき
- (2) 懲戒処分を受けたとき
- (3) 成業の見込みがないと判断したとき
- (4) 退学又は除籍となったとき
- (5) 死亡又は行方不明となったとき
- (6) 休学したとき
- (7) 受入大学の事情又は在留資格が取得できない等、留学が不可能になったとき
- (8) その他学業又は素行等により、受給者としての適性を欠くと判断したとき

本件に対する問い合わせ先

宇都宮大学学務部留学生・国際交流課